


## 第4編

今後の取り組みの展開



# I. 県土景観形成のプロセス

本ガイドプランで定めた目標像を実現するためには、県はもとより、県民や事業者、市町村、国等の理解と協力を得て、継続した取り組みを行なっていくことが基本である。

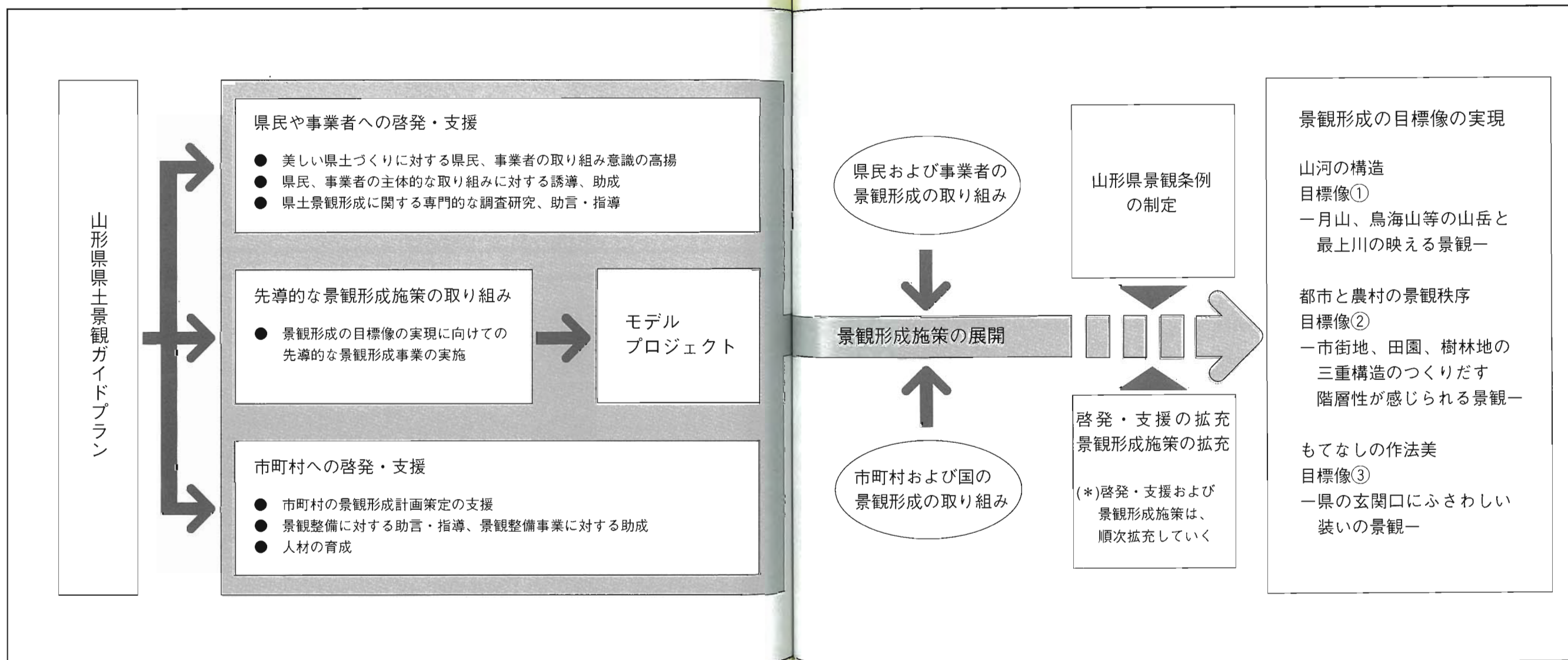
その第一段階が、県が主体となった先導的な景観形成施策であり、モデルプロジェクトの実施による、目に見える形での良好な景観づくりである。

また、このように実際に景観形成の良いモデルを県民や事業者等に示すと同時に、県民や事業者、市町村の景観形成に対する理解と協力を得るために、様々な啓発・支援方策をあわせて実施する。

県土景観形成においては、これらの施策を展開していくなかで、県民や事業者、

市町村による積極的な景観形成を促すとともに、広く関係者の声を聞き、啓発・支援方策のより一層の拡充を図っていく。

また、全県的な景観形成の動きと歩調を合わせ、より総合的で一貫した景観形成を実施するために、今後中長期的に山形県景観条例の制定に取り組む等、県土の景観形成の目標像である「山河の構造－月山、鳥海山等の山岳と最上川の映える景観」、「都市と農村の景観秩序－市街地、田園、樹林地の三重構造のつくりだす階層性を感じられる景観」、「もてなしの作法美－県の玄関口にふさわしい装いの景観」の実現に向けた継続的な取り組みを図っていく。



## Ⅱ. 啓発・支援のねらいとその方策

### 1. 啓発・支援のねらい

#### 1. 大切な景観および景観形成の目標像に対する共通理解の促進

各地方の「大切な景観」や全県および各地方の「景観形成の目標像」は、山形県の景観の何が大切であり、今後どのような県土の景観像を形づくっていくのかについて示したものである。

一般に、景観に対する考え方や「何が美しく何が美しくないか」等の評価は、個人の価値観に大きく左右される。しかし、先に示した「大切な景観」や「景観形成の目標像」については、県民や事業者、市町村、国等の共通の理解が得られなければ、県土景観形成を推進していくことは困難となる。

啓発・支援のねらいの第一は、県土景観形成のスタートでもあり、また、ゴールでもある「大切な景観」や「景観形成の目標像」について、皆の共通の理解を促すことである。一人でも多くの人の理解を得ることが、目標像の実現に向けての第一歩である。

#### 2. 県の景観施策に対する共通理解の促進

「景観形成の目標像」を実現化するための「景観形成方針」、「景観形成のためのメニューと基本的な手法」や「モデルプロジェクト」等は、県の景観施策の骨格をなすものである。

これらについて、県民や事業者、市町村、国等の理解と協力が得られなければ、県土景観形成を推進していくことは困難となる。

啓発・支援のねらいの第二は、県土の景観形成に向けての県のスタンスや県の景観形成事業の実施について、皆の共通理解を深めることである。それにより各種の景観的取り組みの円滑化が図られる。

#### 3. 景観形成における各主体の役割についての共通理解の促進

県土の景観形成は、県が行なう独自の事業や制度等の範疇に留まるものではない。県民や事業者、市町村、国等が、それぞれのフィールドで、景観形成に対しての自らの役割を認識し、それぞれの立場で景観的観点に立った取り組みを図ることが必要である。

啓発・支援のねらいの第三は、景観形成における各主体の役割がどのようなものであり、どのような取り組みが可能であるかについての理解を促すことである。それにより、景勝地から身近な家の周りの景観まで、県土全体の景観の質的向上を図ることができる。

### 2. 啓発・支援の方策

#### 1. 県民や事業者を対象とする啓発・支援方策

##### ■啓発方策

- ・景観シンポジウム、景観づくり県民会議、景観コンテスト、アイデアコンペ、地域住民景観会議等の開催
- ・やまがた景観デザイン賞、建築賞等の表彰制度の制定
- ・パンフレット、手引き、事例集等の発行による広報活動
- ・タウントレイル、タウンウォッチング等の実施 等

##### ■支援方策

- ・景観的に配慮した整備に対する助成、屋敷林やクロマツ林等の地域を特徴づける林の維持や整備に対する助成
- ・住民協定への支援
- ・景観まちづくりセミナーの開催
- ・景観アドバイザー派遣制度の制定
- ・緑化基金による助成対象の拡充 等

#### 2. 市町村を対象とする啓発・支援方策

##### ■啓発方策

- ・市町村職員研修会 等

##### ■支援方策

- ・市町村の景観計画策定事業に対する助成
- ・伝統的な街並みの景観整備事業に対する助成
- ・市町村職員技術研修会の開催
- ・景観シュミレーションシステムの運用
- ・景観アドバイザー派遣制度
- ・緑化基金による助成 等



■やまがた景観デザイン賞を受賞した天童駅周辺地区



■タウントレイル優秀賞受賞作品



■やまがた景観デザイン賞を受賞した酒田市の山居倉庫

茶色文字は今後検討すべき方策  
黒文字は既存の方策

### Ⅲ. 先導的な景観形成施策の取り組み

全県的な景観形成の推進を図る上で、良い景観を実際につくっていくことはきわめて大きな意味を有する。

「景観形成のメニュー」は、良好な景観づくりを行なう際の施策の選択肢を示したものであるが、これらを実際の景観形成において効果的に活用するには、一団の風景を有する地域について、その風景を守り育て、演出する観点からメニューを適切に組み合わせたプロジェクトを構築することが肝要である。

このプロジェクトがモデルプロジェクトである。これにより多市町村にまたがるような広域の景観について首尾一貫した景観整備が図られるとともに、モデルプロジェクトが作りだした美しい景観は、県民や事業者の景観形成に対する理解を深めることにつながる。また、これらは一般的な公共事業や各種開発の実施の際の参考ともなり得る。

県土景観形成においては、当面以下に示すモデルプロジェクト（案）について、順次事業化を図っていく。

#### 1. 全県のモデルプロジェクト（案）

##### 最上川シンボルライン構想の推進

県土の景観形成方針である「最上川の河川景観の保全・育成と最上川等の水面越しの眺望景観の創出を図る」に基づくものであり、美しい河川づくりとおした良好な県土景観づくりを行なうものである。具体的には、山形県のシンボルのひとつである最上川について、河川景観整備の実施や河川景観をより印象的に体験できる場所の創出を行なうものである。

##### エントランス景観の形成

県土の景観形成方針である「来訪者に対するもてなしの場としての県の玄関口周辺や主要道路沿いの景観向上を図る」に基づくものであり、山形県の玄関口にあたる主要幹線道路、鉄道、空港、港湾等について、県民の暖かいもてなしの心が伝わる美しい景観を積極的に作り出すものである。

##### シビックセンターの創出

県土の景観形成方針である「都市におけるシビックセンターの創出を図る」に基づくものであり、主要都市の市街地等における中心核の形成を図り、都市の顔づくりや社交センターづくりを行なうものである。



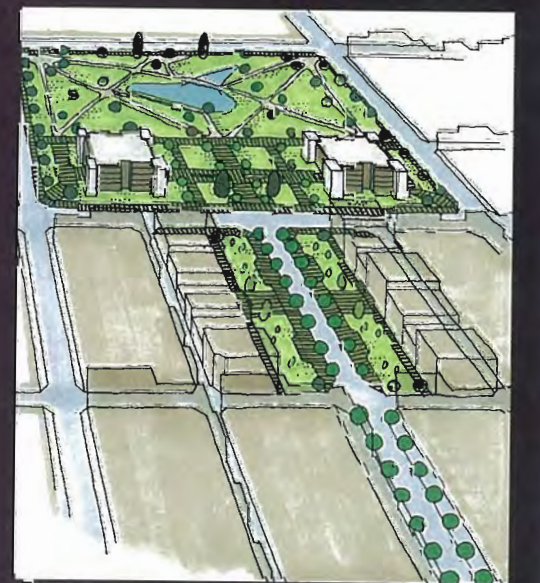
■最上川の美しい河川景観（寒河江市）

- 対象：最上川全川
- 内容：眺望が優れている場所等でのビューポイント整備、公園整備 等



■駅を中心とするエントランス景観（米沢駅）

- 対象：県外から山形県への入口部（主要幹線道路、鉄道、空港、港湾等）
- 内容：沿道修景、ポケットパークの整備、公園整備 等



■シビックセンターの整備イメージ

- 対象：主要都市の市街地周辺
- 内容：駅前周辺等の面的整備、河川景観整備、公園整備、街路景観整備 等

## 2. 各地方のモデルプロジェクト（案）

村山地方

### 村山パークウェイの整備

村山地方の景観形成方針である「盆地内部の広がりとその背後に連なる山並みを眺められる場所や施設の創出を図る」と深く係わるものであり、その一環として、村山地方の特徴的な盆地景観を印象的に体験できる道路の整備を行なうものである。

### 村山の里山景観の形成

村山地方の景観形成方針である「盆地内部から周囲への眺めに奥行き、季節感を生み出す前山群の林地景観の保全と育成を図る」と深く係わるものであり、その一環として、都市・集落近郊にまで迫る里山の保全・育成と積極的な演出を図るものである。

### 最上クロスロードの整備

最上地方の景観形成方針である「見え隠れする連続的な景観変化を印象的に体験できる場所や施設の創出を図る」に基づくものであり、その一環として、最上地方の特徴である丘陵や河岸段丘がつくりだす変化に富む景観を印象的に体験できる道路の整備を行なうものである。

### 最上せせらぎの道の整備

最上地方の景観形成方針である「緑に囲まれ、きよらかな水の流れる自然性豊かな河川沿いの景観の向上を図る」と深く係わるものであり、その一環として、美しい流れの表情を有する最上川支川沿いにおいて、その眺めを印象的に体験できる場所の整備を行なうものである。

### 置賜自然林景観の活用

置賜地方の景観形成方針である「季節的变化に富んだ、自然性の豊かな林地景観の保全と育成を図る」と深く係わるものであり、その一環として、置賜地方の特徴のひとつである美しい自然林を身近に体験できる場所の整備を行なうものである。

### 置賜散居集落景観の形成

置賜地方の景観形成方針である「田園地帯に点在する散居集落を囲む屋敷林景観の保全と創出を図る」に基づくものであり、その一環として、特徴的な散居集落の景観を守り、育てるとともに、その景観を印象的に体験できる場所の整備を行なうものである。

### 日本海クロマツ林公園の整備

庄内地方の景観形成方針である「自然性の豊かな海岸域や、海岸砂丘のクロマツ林景観の保全と育成を図る」と深く係わるものであり、その一環として、庄内地方の特徴であるクロマツ林景観の保全と育成を図るとともに、その景観を印象的に体験できる場所の整備を行なうものである。

### 月山・鳥海山パークウェイの整備

庄内地方の景観形成方針である「平野内部から眺められる月山、鳥海山への眺望景観を引き立てる田園景観の維持と向上を図る」と深く係わるものであり、その一環として、庄内地方の特徴である月山・鳥海山の眺めを印象的に体験できる道路の整備を行なうものである。

最上地方

置賜地方

庄内地方

対象：（上山）～国道458号～国道112号～国道347号～（尾花沢）  
内容：沿道の修景、ポケットパークの整備、広告物の規制、眺望景観保全地区(仮称)等の指定、景観形成作物(仮称)の耕作の推進とその助成→パークウェイ化、沿道建築物等の規制・誘導 等

対象：村山地方東部および西部の前山群  
内容：河川整備、公園整備、土地区画整理事業、林地の育成 等

対象：（前森高原）～国道47号、雄勝金山線～国道344号～広域農道最上線～（国道47号）  
内容：沿道の修景、ポケットパークの整備、広告物の規制、眺望景観保全地区(仮称)等の指定、景観形成作物(仮称)の耕作の推進とその助成→パークウェイ化 等

対象：鮭川、真室川、最上小国川  
内容：堤防並木の植栽、水辺・橋詰の広場や公園の整備、ビューポイントの整備、散策道・自転車道整備 等

対象：小国町、飯豊町、米沢市の山間部  
内容：林地景観の保全、林地を活用した公園的空間の整備、アクセス道路の景観整備 等

対象：長井白鷹線、長井飯豊線、米沢飯豊線、周囲の山地、田園地帯（散居集落）  
内容：沿道における眺望景観保全地区(仮称)等の指定、修景・緑化、ポケットパークの整備、河川整備、農業基盤整備、眺望のための公園整備、屋敷林の保全・育成に関する各種施策 等

対象：酒田から庄内空港までの海岸線および砂丘地  
内容：砂丘博物館（仮称）等の整備、クロマツ林を活かした公園整備、砂丘の展望空間の整備、砂丘内の道路の沿道修景、沿道における眺望景観保全地区(仮称)等の指定、修景・緑化、ポケットパークの整備 等

対象：（月山）～月山公園線～立川羽黒山線～国道47号～広域農道庄内東部線～国道7号～国道345号～鳥海ブルーライン～（鳥海山）  
内容：沿道修景、ポケットパークの整備、広告物の規制、眺望景観保全地区(仮称)等の指定、景観形成作物(仮称)の耕作の推進とその助成→パークウェイ化 等



■パークウェイとしての整備が望まれる道路（河北町花ノ木工業団地）



■せせらぎの道としての整備が望まれる河川沿川（最上町）



■保全・育成が望まれる散居集落、屋敷林の景観（飯豊町）



■クロマツ林公園としての整備が望まれる砂丘（酒田市）

# IV. 条例化に向けて

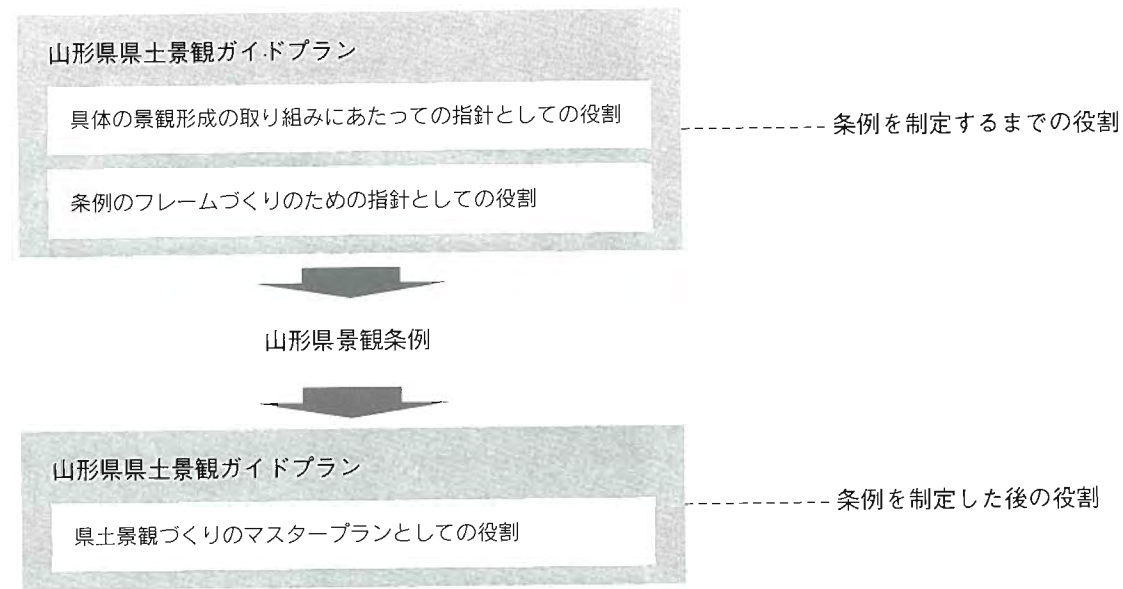
## 景観条例の制定による一貫した景観形成の実施

本ガイドプランに基づいた景観形成を推進していくにあたって、もっとも基本的でかつ重要なことは、各種施策の実現性の担保と、施策としての一貫性の確保である。そのためにもっとも効果的と考えられるのが、県土全域を対象とした景観条例の制定である。景観条例は第1に、本ガイドプランからはじまる一連の景観形成施策を体系づけ、それらに一貫性を持たせることができる。また、景観条例に基づいて関係者間の相互調整が図られる等、県土を代表する一団の風景を守り、育て、創っていくための共通の尺度となる。

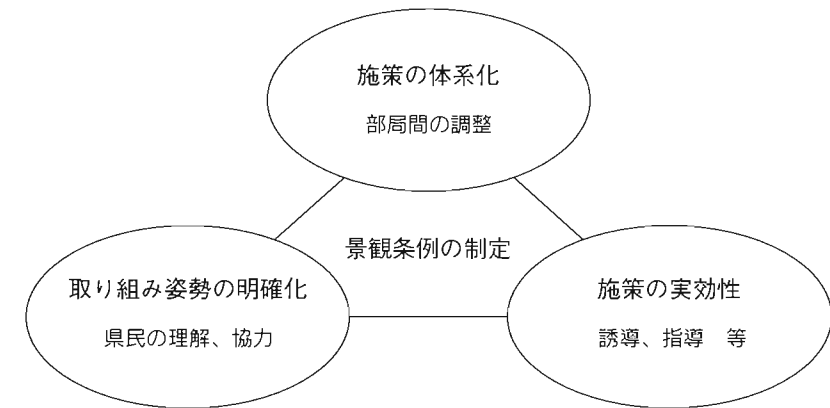
また、第2に、条例は明確な法的根拠を持つため、都市計画や建築、開発に関連する既存の法律や条例等だけでは誘導できない内容についての誘導や指導が可能となる。

第3に、県が主体となって景観条例を制定することは、モデルプロジェクトとは別の形で、景観形成に対する県としての姿勢を明確に示すことにもなる。

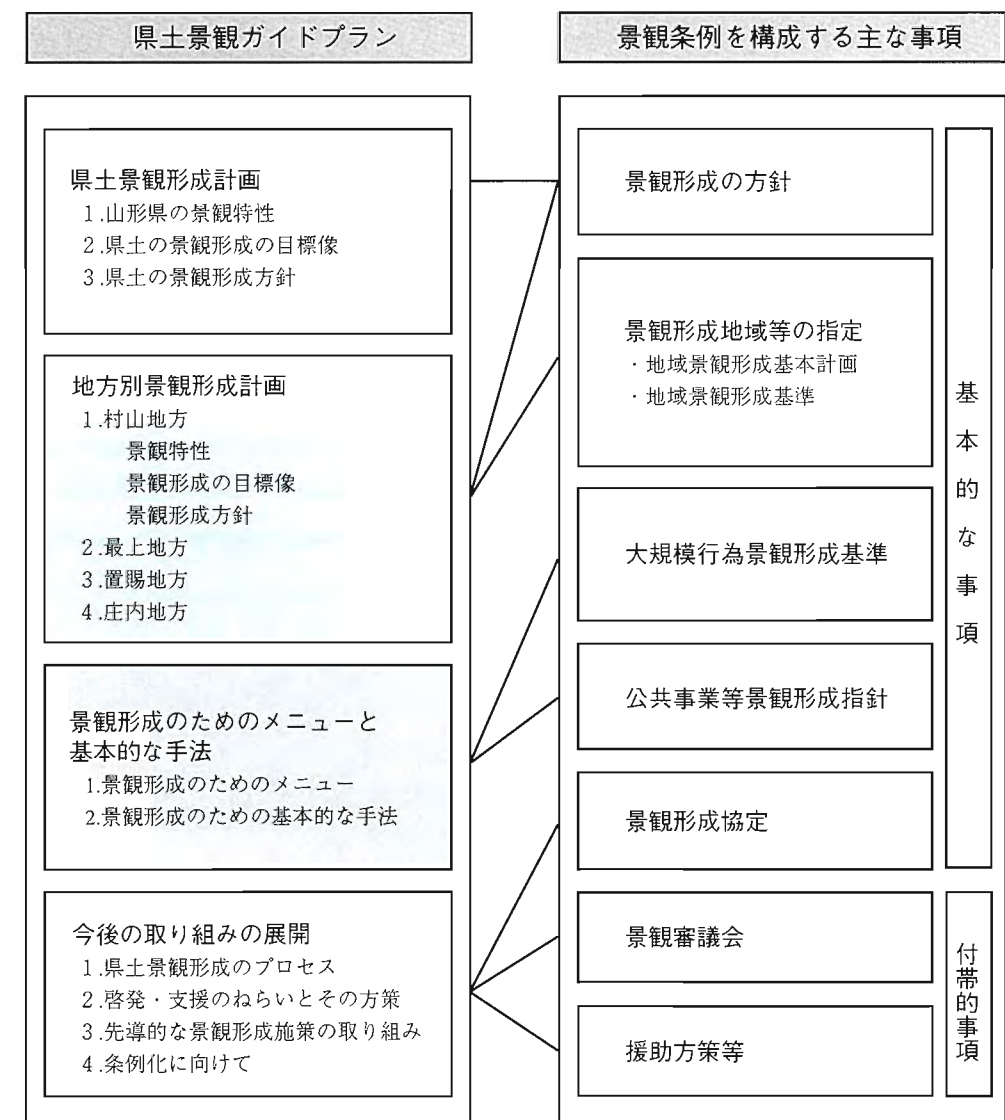
今後は各種の景観形成施策を展開して、景観形成に対する全県的な素地を固めるとともに、基礎的な調査等の十分な検討を重ね、中長期的に景観条例の制定に向けて取り組んでいく。



■景観形成施策の中での県土景観ガイドプランの役割



■景観条例の制定の効果



■県土景観ガイドプランと景観条例との関係